宇陀市財政健全化計画について

国において平成 19 年度から 3 年間で 5 兆円規模の公的資金貸付金（旧資金運用部資金・旧簡易生命保険資金・公営企業金融公庫資金）の補償金を免除して繰上償還等を認め、高金利の地方債の公債費負担を軽減することを目的に、「徹底した総人件費の削減等を内容とする財政経営健全化計画又は公営企業経営健全化計画を策定し、行政改革・経営改革」を行う地方公共団体を対象とする特別の制度が設けられました。

宇陀市においては、公的資金（財政融資資金や旧簡易生命保険資金・公営企業金融公庫資金）を過去に借入して公共施設の建設事業等を行ってきました。しかし現在より高金利時代の債務もあり、これを繰上償還出来れば今後の経営負担の軽減へと繋がりますが、繰上償還する場合には補償金を支払う必要がありますので、負担の軽減に繋がりませんでした。

今回「財政健全化計画」を策定することを条件に補償金を免除して繰上償還が認められ、しかも償還資金を借り入れることが許可されるという臨時の措置が行われたことで、今後の市の金利負担分の軽減を図ることが出来ることとなりました。

そこで本市では「宇陀市財政健全化計画」を策定し、総務大臣及び財務大臣に提出したところ条件に適合すると認められたため、平成 20 年度から平成 21 年度までの 2 年間で、昭和 58 年度から平成 3 年度までの間に借り入れをした 5.0%以上の普通会計債 65 件を対象として繰上償還を行います。

本計画は、5 年間（平成 19 年度から平成 23 年度）の宇陀市の抜本的な行政改革をめざしたものであり、市民の皆様にこの計画を公表し、ご理解とご協力をいただきたいと考えています。

〇本計画を行うにあたっての留意点

１．この計画を行って今後の改善効果（行政改革促進効果）の改善額が、公的資金の繰上償還の補償金免除額を相当程度上回らなければならず、給与等の人件費を抑制する事での改善額として計画しています。

２．この財政健全化計画が今後未達成になる場合は、繰上償還の中止及び新規の財政融資における貸付の制限を受けることがありますので、計画遂行に努めたいと考えています。

〇公的資金補償金免除繰上償還の効果

平成 20 年度から平成 21 年度までの 2 年間で上記 65 件、合計約 11 億円の普通会計債（元金）を繰上償還し、これに替えて民間の金融機関等から借り入れを行うことにより、平成 28 年度までに支払う利息を、約 1 億 1,600 万円削減できると推計しています。

〇注意事項

<u>この計画は、平成 19 年 9 月時点で作成したものであるため、今後発表される決算状況報告や諸計画などの数値と相違する場合があります</u>。

（用語の解説）

①　繰上償還とは…

以前に借り入れした地方債を予定の償還期日より早く返済することです。特に高い利率のものを実施することで、支払利息の軽減を図ることができます。

②　補償金免除繰上償還とは…

公的資金を繰上償還する場合、償還期限までの利子相当額を「補償金」として支払うこととなっていますが、今回期間限定で上述の要件を満たすことにより、補償金を支払うことなく繰上償還を実施することができます。

③　普通会計とは…

普通会計とは、総務省の定める会計区分のひとつで、一般会計、特別会計など各会計で経理する事業の範囲が自治体ごとに異なっているため、統一的な基準で整理して自治体どうしが容易に財政比較できるように考えられた統計上の会計区分です。

宇陀市では、一般会計と住宅新築資金等貸付事業、霊苑事業、歯科診療所事業、土地取得事業の４つの特別会計を統合したものが普通会計にあたります。

また、普通会計決算（予算）という場合は、これらの会計の決算（予算）額を純計（※２）したものをいいます。

※２　純計とは…

各会計間で繰り入れ、繰り出しなどお金の移動を行っている場合、これを単純に合計すると、繰り入れ、繰り出しした額だけ規模が大きくなるので、この重複した分のお金の額を除いて合算することをいいます。

宇陀市財政健全化計画の概要（平成 19～23 年度の取り組み及び目標）

① 人件費の削減

集中改革プラン(平成１７年～平成２２年)における定員管理計画にて、組織･機構の見直し、事務事業の見直し、また、勧奨退職制度の見直しなどにより、普通会計で５９２人を５０５人以下（△１４．７％）に削減することを目標としています。

平成１９年４月１日現在は５４７人で△７．６％となっており、当初の計画よりも大幅な人員削減を実行しており、今後も着実に遂行していきます。

また、平成１８年度から管理職手当の３０％を削減、平成１９年度からは特別職の報酬・給与１５％～５％削減、職員給与５％削減、課長補佐手当の廃止、時間外勤務命令の削減、退職者補充を５分の １にしており、人件費を平成２２年には１３％、平成２７年には３０％の削減を目標としています。

以上の施策を勘案した財政効果額（改善額）は、平成１８年度から２３年度までの５カ年合計で１２億５千百万円と見込んでいます。

② 市税の徴収率の向上・売却可能な資産の処分等による自主財源の確保

市税等の収納率の向上、徴収体制の強化を図るために徴収対策本部を設置し、税をはじめとする公共料金の滞納者を洗い出し、悪質と思われる滞納者には強制執行を行うなど法的な手段を積極的に行い、また処分が可能な財産の売却を計画的に実施することにより自主財源の確保に努めます。

③ 公債費負担の健全化

地方債の発行を抑制するために新市まちづくり計画を段階的に見直し、公債費を一定割合にとどめ、これを計画的に削減していきます。

④ 物件費の削減・指定管理者制度の活用等民間委託の推進

各種事務事業を見直すことにより、備品購入費、需用費、委託料、各種公共的団体へ補助金等を削減し、公有財産の有効活用、施設の廃止転用や利用促進を図ります。

また、各種施設の指定管理者制度導入などによる管理運営形態の見直しや、第３セクターの経営見直しにより経費削減に努めます。

平成１８年９月に公の施設４５１施設中、１１６の施設を指定管理者制度を導入し、施設の管理・運営を代行させています。

⑤ 行政評価の導入

総合計画の策定と平行し、平成１８年度より行政評価を導入、実施しています。事務事業評価を３年計画で実施し、その結果を踏まえ施策評価を実施し、施策の全般的な検証を行い効率的な行政経営を目指します。

⑥ 職員の意識改革

職員研修制度の充実により職員の能力開発を促し資質の向上を図り、評価制度の導入により公正な人事行政を進め、自治体の経営基盤である組織力を高めます。

また、積極的に地域の活動に参加し、市民との対話を深め、行政と市民、地域の役割を確認し、住民協働型社会の基礎をつくります。